				カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	2.07
				キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	3.30
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正	
				⑴　学校法人の設置する幼稚園	0.567
				⑵　学校法人の設置する小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程	0.954
				⑶　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	1.000
				⑷　学校法人の設置する通信制高等学校	0.208
				⑸　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校	0.567
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口		寒冷補正（寒冷度）	
				1～3区	0.016
				4区	0.016
				5区	0.010
				6区	0.007
				7区	0.006
				8区	0.002
				9区	0.000
	2　社会福祉費	人口		段階補正	
				測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
				1,700,000人	1.00
				1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.89
				2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.92
				2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.92
				3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.93
				6,000,000人を超える数	0.93
				測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
				その団体の数値	1.00
				1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.19
				同上300,000人を超え600,000人までの数	0.24
				同上600,000人を超え900,000人までの数	0.26
				同上900,000人を超える数	0.25
				普通態容補正	
				特別区	1.000

				カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	2.08
				キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	3.32
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正	
				⑴　学校法人の設置する幼稚園	0.564
				⑵　学校法人の設置する小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程	0.953
				⑶　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	1.000
				⑷　学校法人の設置する通信制高等学校	0.208
				⑸　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校	0.564
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口		寒冷補正（寒冷度）	
				1～3区	0.016
				4区	0.016
				5区	0.011
				6区	0.007
				7区	0.006
				8区	0.002
				9区	0.000
	2　社会福祉費	人口		段階補正	
				測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
				1,700,000人	1.00
				1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.92
				2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.92
				2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.92
				3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.93
				6,000,000人を超える数	0.94
				測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
				その団体の数値	1.00
				1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.19
				同上300,000人を超え600,000人までの数	0.24
				同上600,000人を超え900,000人までの数	0.26
				同上900,000人を超える数	0.25
				普通態容補正	
				特別区	1.000